

渋谷区ごみ排出実態調査等業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 件名

渋谷区ごみ排出実態調査等業務委託

2 目的

本区では、「渋谷区一般廃棄物処理基本計画（計画年度：令和6年度から15年度まで）」について、令和9年度に改定を予定している。

本プロポーザルは、当該計画の改定に向けた基礎資料の整備を目的として、家庭ごみ及び事業系ごみの排出実態を把握するための調査等業務委託に係る事業者選定を行うものである。あわせて、今後実施する可能性のある計画改定業務の委託を見据え、総合的な観点から事業者を選定することを目的とする（なお、計画改定の実施については現時点で確定したのではなく、当該改定における事業者選定においても同上とする）。

本業務の実施にあたっては、高度な専門的知見及び豊富な実績を有する事業者の選定が不可欠であることから、優れた企画力、分析力及びノウハウを活かした提案を広く求めるものである。

3 履行場所

渋谷区清掃リサイクル課ほか渋谷区内各所

4 業務内容

「仕様書（別紙1）」のとおり。

※仕様書については、提案書の内容を追加・調整したうえで最終作成する。

5 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで。

ただし、次に該当する場合には、区は契約を解除することができるものとする。

- (1) 区からの改善指導・助言・勧告に従わない等、本業務の履行に支障をきたす恐れがあると判断された場合
- (2) 事業者の経営状況が悪化した場合
- (3) 事業者の社会的信用の失墜行為があった場合
- (4) 本業務の内容に大幅な変更が生じ、適切な契約金額の算出等のため、改めて選

定等が必要となった場合

6 提案上限金額

14,402,850円（消費税込）

※提案上限金額を超えた見積価格の提案は無効とする。

※「標準見積様式（別紙3）」にて見積価格を提案すること。

7 応募要件

令和2年度以降、家庭ごみ及び事業系ごみの排出実態調査について、国や地方自治体から業務を受注した実績を有する事業者に限るものとする。

※該当する実績を「事業実績書（第3号様式）」に直近のものから記入し、提出すること。

8 参加資格

次の全てを満たすこと。契約締結までに満たさなくなったときは、失格とする。

(1) 渋谷区における競争入札参加資格を有していること。

※ただし、渋谷区における競争入札参加資格を有しない者は、渋谷区プロポーザル方式実施要綱第8条の2項の書類（以下①～④）を併せて提出すること。

- ① 登記簿謄本【正本】（発行後3か月以内のもの）
 - ② 財務諸表（直前決算のもの、貸借対照表及び損益計算書）
 - ③ 法人事業税の納税証明書【正本】
 - ④ 法人税又は所得税の納税証明書その1【正本】
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（第166条第2項において準用する場合を含む。）及び第180条の5第6項の規定に基づき、地方公共団体の議員、首長及び行政委員会委員の職にある者が支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人役員となっていない。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成9年3月27日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成25年11月25日区長決裁）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納する等の経営不振の状態でないこと。

9 失格事項

次の各号いずれかに該当する場合は、失格となるため留意すること。

- (1) 提出期限を経過して、提出書類の全部または一部が提出された場合。
- (2) 提出書類に重大な虚偽の記載がある場合。
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合。
- (4) 会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる状態に至った場合。
- (5) 選定委員と不正な接触をする等、審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (6) 公共事業に関して、違法行為等により指名停止等の処分を受けている場合。
- (7) 参加申込書の提出後に、応募資格を満たさないことが判明した場合。
- (8) 提出書類等に不足がある場合、または記載内容に審査を行うことができない程度の著しい欠損が認められる場合。

10 参加申込

(1) 受付期間

公募開始の日から令和8年5月14日（木）15時まで

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（第1号様式）
- ② 事業者概要（第2号様式）
- ③ 事業実績書（第3号様式）
- ④ 実績証明資料 ※
- ⑤ 会社案内パンフレット

※事業実績書（第3号様式）に記載した内容を確認するため、各事業実績を証明する資料を提出すること。

なお、証明資料は、契約書の写し（契約者、事業名及び契約期間が確認できる頁のみでも可）とする。やむを得ない理由により、契約書の写しの提出が困難である場合は、契約者、事業名及び契約期間が確認できる書類をもって代えることができる。

(3) 提出方法

原則、PDF形式にて提出するものとする。

なお、当該データは、事務局が指定するデータ預かりサービスにて受け付ける。

提出にあたっては、受付期限の4時間前までに、電子メールにより事務局へ提出意思を連絡するとともに、当該電子メールの受信確認を電話により行うこと。事務局から提出先URLの通知を受けた後、提案書の受付期間内に、当該データ預かりサービ

13 企画提案書

本プロポーザル参加資格を満たす者のみ提出すること。

(1) 受付期間

参加資格審査結果通知書の受領日から令和8年6月4日(木)15時まで

(2) 作成内容

「企画提案書作成要領(別紙2)」のとおりとする。

(3) 提出方法

①企画提案書(書面)

正本1部、副本8部を事務局窓口まで持参すること。

②企画提案書(データ)

PDF形式のデータにて提出すること。ただし、見積書についてはPDF形式とせず、Excel形式のデータにより提出すること。

③プレゼンテーション動画(データ)

※②③の提出方法(提出意思の連絡、提出先URLの受領及びデータのアップロードの手続)は、「10 参加申込(3)」に定める方法と同一とする。

※提出データは以下の通り名前を統一し、ZIPファイルにまとめて提出すること。

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ・ZIPファイル | 【企業名】企画提案書一式 |
| ・提案書 | 01_【企業名】提案書 |
| ・労働条件調書 | 02_【企業名】労働条件調書 |
| ・見積書 | 03_【企業名】見積書 |
| ・プレゼンテーション動画 | 04_【企業名】プレゼンテーション動画 |
| ・事業実績資料 | 05_【企業名】事業実績資料【事業実績の番号】 |

(4) その他

参加申込後に参加を辞退する場合は、「辞退届(第6号様式)」に理由を記載し、令和8年6月4日(木)15時までに、電子メールで事務宛て提出すること。

また、提案書が提出期間内に提出されなかった場合も辞退とみなす。

14 評価

(1) 評価方法

評価は「13 企画提案書」の内容を基に、「渋谷区ごみ排出実態調査等業務委託プロポーザル方式事業者選定委員会(令和8年4月3日設置)」(以下「選定委員会」という。)が設定した評価基準に基づき評価する。

(2) 評価基準

「評価基準（別紙4）」のとおり

※これより詳細な基準については公表しない。

(3) 選考

総合的に審査し、最も評価の高い事業者を契約候補者として決定する。

ただし、委員全員の評価点の合計が満点の60%以上である場合に限る。

(4) 選定結果

自己の結果のみを提案者に対して書面で通知する。

また、選定結果については、渋谷区プロポーザル方式実施要綱第15条に掲げる事項を区ポータルにて公表する。

(5) その他

評価が同点となった場合の措置

- ① 「評価基準（別紙4）」における「4 業務提案」の委員全員の評価点の合計が最も高い者を上位とする。
- ② 上記①が同点の場合、同表「6 価格」の評価点が最も高い者を上位とする。

15 スケジュール（予定）

内容	日程
(1) 質問の受付	公募開始の日から 令和8年4月24日（金）15時まで
(2) 質問への回答	令和8年5月11日（月）
(3) 参加申込の受付	公募開始の日から 令和8年5月14日（木）15時まで
(4) 参加資格審査結果通知書の送付	令和8年5月21日（木）（予定）
(5) 企画提案書の受付	参加資格審査結果通知書の受領日から 令和8年6月4日（木）15時まで
(6) 辞退届の受付	参加資格審査結果通知書の受領日から 令和8年6月4日（木）15時まで
(7) 選考の実施	令和8年6月中旬（予定）
(8) 選定結果通知及び契約候補者の公表	令和8年6月下旬（予定）
(9) 契約締結	令和8年7月（予定）

16 その他

- (1) 本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

- (2) 提出書類は本プロポーザル選定以外の目的には使用しない。
- (3) 選定の結果、決定した事業者名は公表するがそれ以外の事業者名は公表しない。
- (4) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、渋谷区情報公開条例(平成元年9月25日渋谷区条例第39号)に基づいて、原則として提出書類を公開する。公開により応募者の権利、競争上の地位などを害するおそれがある情報を含んでいる場合は、あらかじめ文書(様式任意)で申し出ること。
- (7) 募集要項に記載されていない事項については、必要に応じ区が定める。
- (8) 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本標準時及び計量法に定める単位とすること。
- (9) 本プロポーザルは、企画・提案能力のある事業者を選定するものであるため、契約にあたっては、契約候補者と提案内容に基づき詳細について協議の上(仕様書記載事項以外の独自提案・追加提案が優れており、かつ、実現可能性がある場合、業務として加えることもある。)、契約を締結するものとする。なお、協議に必要な資料については、契約候補者が作成するものとする。また、契約候補者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行うものとする。
- (10) 選考の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (11) 本件に係る契約の手続きは渋谷区契約事務規則(昭和39年5月13日渋谷区規則第22号)の規定により、この手続きが完了するまでは、提案を公募したことにとどまり、発注者との間にいかなる効力も発生せず、契約関係が生じるものではない。
- (12) やむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認めるときは、中止または取り消す場合がある。

17 事務局

渋谷区役所 環境政策部 清掃リサイクル課 リサイクル推進係

担当者 高間(たかま)、佐合(さごう)、関口(せきぐち)

住 所 渋谷区 渋谷 1-2-17 渋谷区役所美竹分庁舎(渋谷区清掃事務所)

電 話 03-5467-4073

E mail ecl-recyclesuisin@shibuya.tokyo